

令和8年度採用 福岡市経済観光文化局アジア美術館

施設利用専門員（会計年度任用職員）募集案内

1 応募受付期間

令和8年1月16日（金）～令和8年2月6日（金）【郵送のみ 必着】

2 募集内容

職名	施設利用専門員
採用予定人数	1名
職務内容	<p>施設の貸出業務及び施設の管理運営に関して所属長が必要と認める業務に従事します。</p> <ul style="list-style-type: none">・企画ギャラリー、交流ギャラリー、あじびホール、交流スタジオ、アートカフェの貸出に関する問い合わせ、受付、指導、調整、交渉等・貸出備品の管理・館内外のポスター、チラシ等の掲示、撤去・施設の管理、運営業務 等 <p>※館内の机、椅子等の上げ下ろし、持ち運び等の作業があります。</p>
勤務地	福岡アジア美術館 (福岡市博多区下川端町3-1 リバレインセンタービル7・8階)
任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※勤務成績が良好な場合、65歳に達するまでは、再採用（翌年度も採用）を4回まで行うことがあります。 ※65歳に達した職員が、任期満了後も勤務を希望する場合は、公募に応募することになります。
受検資格	<ol style="list-style-type: none">1 次の資格要件をすべて満たす人<ol style="list-style-type: none">(1) 令和8年4月1日からの勤務が可能な人(2) 期間を通して職務に従事できる人(3) 基本的なパソコン操作（Word、Excel、Eメール）ができる人(4) 机、椅子等の上げ下ろし、持ち運び等の作業ができる人2 次のいずれかに該当する人は受験できません。（地方公務員法第16条（抄））<ol style="list-style-type: none">(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人(2) 福岡市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人(3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人3 日本国籍を有しない人は、任用開始時に就労可能な在留資格を有する（見込がある）人 <p>※地方公務員法の改正が行われた場合は、その定めるところによります。</p>

3 選考の日時・会場・試験内容・合格発表

	一次試験	二次試験
日時・会場		令和8年2月28日（土） ※場所・日時等の詳細は一次試験合格者に通知します。
内容	申込時の提出書類による選考	面接試験
合格発表	令和8年2月12日（木）発送予定 ※受験者に結果を文書で通知します。	令和8年3月5日（木） ※福岡市ホームページ及び福岡アジア美術館ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、受験者に結果を文書で通知します。

4 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、令和9年3月31日までを登録期間とする会計年度任用職員採用候補者名簿（以下、「候補者名簿」という。）に登載されます。
- (2) 候補者名簿に登載された人のうち、成績上位の人から順に令和8年4月1日以降の採用を行います。
- (3) 令和8年4月1日に採用されなかった場合でも、業務の必要に応じて年度中途に候補者名簿から採用を行うことがあります。
- (4) 地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後1ヶ月（勤務日数が15日に満たない場合は15日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに正式採用になります。

5 勤務条件等

勤務日	原則、週5日 ※土日、遅出のシフト勤務があります。
休日	4週間で8日 国民の祝日にに関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで） ※業務上必要に応じて、祝日に勤務することがあります。
勤務時間・休憩時間	週27時間30分 ※シフト勤務で割り振る勤務時間 <ul style="list-style-type: none"> ・9時15分から15時45分まで（うち休憩時間60分） ・13時00分から19時30分まで（うち休憩時間60分） ・13時45分から20時15分まで（うち休憩時間60分） ※貸ギャラリーの展示替えのため、火曜日は原則として遅出のシフトを割り振ります。
給与	月額194,067円から205,465円（地域手当を含む） ※採用日前10年間において、本市職員（会計年度任用職員や臨時の任用職員、嘱託員を含む）として在職期間がある場合、その職歴に応じて、給与月額を決定します。
期末・勤勉手当（賞与）	年間で給与の4.65ヶ月分（6月・12月に各期2.325ヶ月ずつ）を在職期間等に応じて支給
通勤手当	条例、規則等に基づき別途支給（月55,000円まで）
その他諸手当等	条例、規則等の定めるところにより、時間外勤務手当等が支給されます。
休暇等	任用期間に応じて、年次有給休暇（1年間に最大20日）を付与 その他、育児・介護等に係る休暇制度があります。

社会保険	任用期間等に応じて健康保険（福岡市職員共済組合）、厚生年金、労災保険、雇用保険の適用があります。
公務災害	労働者災害補償保険制度または福岡市議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例に基づき補償します。
服務	地方公務員法に規定する服務の各規定が適用されます。 (服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業への従事等の制限)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・給与等支給日：毎月 20 日 (ただし、時間外勤務手当等の実績に応じて支給する手当については、翌月 20 日) ・採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

6 応募方法

提出書類	<p>①<u>令和8年度採用 福岡市経済観光文化局アジア美術館 施設利用専門員（会計年度任用職員）採用試験申込書</u> ②小論文（別紙1）</p> <p>※申込書は、福岡市ホームページ、福岡アジア美術館ホームページからダウンロードできます。</p>
受付期間	令和8年1月16日（金）～令和8年2月6日（金）【必着】
提出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・郵送のみ ・封筒の表に「採用試験申込書在中」と朱書きし、封筒の裏に差出人の住所・氏名を明記のうえ、特定記録または簡易書留で郵送してください。特定記録または簡易書留によらない場合の事故等については、責任を負いません。
提出先	<p>〒812-0027 福岡市博多区下川端町3－1 リバレインセンタービル8階 福岡アジア美術館 運営課</p>

7 その他

- ・提出された書類は、返却いたしません。
- ・申込書に記載された個人情報については適切に管理し、当採用事務以外では使用いたしません。
- ・試験成績については、本人に限り、合格者発表日の翌週月曜日から1ヶ月間、郵送により開示の請求を行なうことができます。
- ・施設の敷地内または屋内は全面禁煙です。また、勤務時間中の喫煙は禁止です。

8 問い合わせ先

福岡市経済観光文化局アジア美術館運営課 担当：森、碓井

TEL：092-263-1100 FAX：092-263-1105

※電話でのお問い合わせは、平日午前9時30分から午後5時30分までにお願いします。